

「内航ケミカル船への新構造設備基準等の適用に関する検討会（第3回）」議事概要

開催日時：平成18年1月31日（火）14：00～16：00

開催場所：国土交通省 10階 海事局会議室

出席委員：岡村委員長、青貫委員、石綿委員、上野委員、緒明委員、大原委員（代理：田中氏）、関口委員、高野委員（代理：岸本氏）、高橋委員（代理：太田氏）
戸松委員、富沢委員、半田委員（代理：黒越氏）、三宅委員（委員長以外は50音順）

関係官庁：環境省地球環境局、国土交通省総合政策局、国土交通省海事局安全基準課、
国土交通省海事局検査測度課

オブザーバー：国土交通省港湾局環境技術課環境整備計画室、国土交通省海事局国内貨物課、海上保安庁警備救難部環境防災課

議事概要：

- 資料1について事務局から前回議事概要を確認した後、資料2に基づき委員から新基準適用に当たっての意見が述べられた。
- 資料3に基づき、事務局から内航ケミカル船への新構造設備基準の適用方針案について説明が行われた。
- 資料4に基づき、国土交通省総合政策局から排出要件の免除等の検討状況について説明が行われた。

主な発言は次のとおり。

・資料2について

- [委員] なぜ2007年1月1日以降最初の定期的検査からの排出要件の適用を希望するのか。
- [委員] 排出要件については、海洋環境保護の観点からは、即時適用すべきである。
しかし、排出方法を記したP&Aマニュアルの書き換えは検査時であり、それまでの間は、新基準に基づくP&Aマニュアルがない。新基準のP&Aマニュアルもないまま、新しい排出要件を適用されても、実際の排出は困難であることから、排出要件についても最初の定期的検査からの適用を希望する。
また、条約上は、2006年8月から証書を発給できることとなっており、可能であれば8月から発給を受けたい。

・資料3について

- [委員] 植物性たんぱく質溶液は、性状が植物油に非常に近く、また、他の船舶では運

べないため、油脂と同様の措置をお願いしたい。

○[事務局] 他の船舶で運べないとは、構造上運べないということか。それとも品質管理上の観点からか。

○[委員] 品質管理上運べないということである。

○[委員] 舳については理解したが、平水船への対応はどう考えているのか。

○[事務局] 非自航船である舳は、船舶安全法は非適用であるが、自航船である平水船は適用となる。従って、自航船である平水船は、一般現存船と同じ対応を考えている。

○[委員] 環境省告示物質は、現在どの程度運ばれているのか。また、既にどの程度査定されているのか。

○[環境省] 環境省告示物質は現在 78 品目程度あるが、そのうち査定されているものは 5 品目に過ぎない。データを出すように言っているが、なかなか集まっていないのが現状である。

○[委員] 未査定物質は運ぶことができなくなるという現在のシステムを理解していない荷主等もあり、運航者と荷主で協力しあっていく必要がある。

○[委員] 5 年という期間で、必要な船を全て代替する建造能力はあるのか。

○[事務局] 前回検討会の建造量調査の資料等をみると、5 年で代替は可能と考えている。また、10 年という長期間だと経済的にも予測が難しいが、5 年であれば建造計画も立てやすい。

○[事務局] 長期猶予する物質の特定は、どうするか。本検討会で行う方法もある。

○[委員] まだ、査定中の物質もあり、本検討会で長期猶予する物質を特定するのは困難であり、本検討会では、新基準適用の考え方をまとめるのが適切ではないかと思う。

・資料 4 について

○[委員] 「領海基線から 12 海里」を「陸岸から 12 海里」に変更して欲しい理由は、瀬戸内等の小型船舶が沖に出て排出することは、危険が伴うからである。排出海域の緩和と排出方法の緩和を一緒に考えて欲しい。

○[委員] 現在、高粘性物質の予備洗浄の洗浄液などの排出先である陸揚げ施設が極端に少ないので、増やして欲しい。

○[委員] 現時点では、陸揚げの量も多くなく、明確に困るというより懸念があるということではないか。

・その他

○[委員] 適用方針については、基本的に事務局案で了解されたと思うが、本日述べられた意見を含めて持ち帰って頂き、第 4 回の検討会で審議を行うこととしたい。

○[事務局] 次回の検討会は 2 月 15 日（水）10：30 を予定することとし、詳細は後日連絡したい。以上